

第 3 1 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 7 月 6 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 報告(報告第117号から第120号)
 日程第4 議事(議案第103号から第106号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
 委員の現在数 25名

出席委員(21人)

1番	稲垣 潔	3番	松山 宗則
4番	永森 薫	6番	城石 美枝子
7番	砂原 仁志	8番	前田 進
9番	石庭 文男	10番	舟木 康眞
11番	帯刀 眞理子	12番	土合 正夫
13番	山本 克伸	14番	森 敏朗
15番	進藤 久司	16番	宮下 勉
17番	村上 利之	18番	山谷 孝芳
21番	明石 茂	22番	堀 正
23番	水上 幸雄	24番	齊藤 高志
25番	大垣 秀雄		

欠席委員

2番	横山 實	5番	有沢 敏博
19番	佐伯 瑞穂	20番	樋上 豊

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 117 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 118 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について
報告第 119 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 120 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 103 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 104 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 105 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 106 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫
主 査 青木 克憲

副 主 幹 安元 啓二
主 査 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 2 時

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 1 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第 5 条の規定により、2 番 横山委員、5 番 有沢委員、19 番 佐伯委員、20 番 樋上委員から、本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（舟木会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「23 番 水上委員」「24 番 齊藤委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

－ （報告第 1 1 7 号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第 1 1 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第 1 1 8 号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第 1 1 8 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

転用目的に用悪水路とあるが、用悪水路に転用して寄付するときも届出が必要なのか。

事務局(青木)

収用事業であれば届出の必要はないが、それ以外は届出が必要である。

宮下委員

水路部分を分筆して寄付するということか。費用は誰が負担するのか。

事務局(青木)

分筆等にかかる費用は原因者負担である。

議長(舟木会長)

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件を農業委員会会長専決規程第 2 条第 2 号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第 1 1 9 号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第 1 1 9 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第120号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第120号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

報告案件については、転用の前に解約を報告してもらえないか。

事務局(青木)

今後は、転用届出の説明の際に解約があると説明させていただく。

議長(舟木会長)

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長(舟木会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第103号説明・表決) —

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第103号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は2件ございます。

【議案第103号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第103号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第103号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第104号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第104号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書7ページの議案第104号をご覧ください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第104号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第１０４号の１番について、明石委員から説明をお願いします。

明石委員

議案第１０４号の１番について説明します。

申請人は〇〇市内で妻と子供３人と暮らしています。

子供たちも成人し、それぞれがプライバシーを気にする年齢になり、生活サイクルの相違などから現在の住まいでは手狭になっています。これからもお互い助け合いながら生活していくため家族で話し合いをした結果、現在の敷地内で農家住宅の建築を検討することになりましたがスペースがないため、敷地を拡張し隣接する自己所有農地を転用して建築することとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第１０４号農地法第４条第１項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第１０４号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第１０５号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第１０５号農地法第５条第１項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 8 ページの議案第 1 0 5 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 0 5 号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 1 0 5 号の 1 番について、砂原委員から説明をお願いします。

砂原委員

議案第 1 0 5 号の 1 番について説明します。
申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。

現在、本社敷地と第 2 ヤードを利用して、全国各地に運搬する自動車の配送業務を行っています。配送車両の増加に伴い、既存地だけでは手狭となっており、配送車両の駐車場が必要となりました。そのため、本社に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 1 0 5 号の 2 番について、大垣委員から説明をお願いします。

大垣委員

議案第 1 0 5 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいる会社役員です。

現在の資材置場には、土砂や採石、大型車両など置いておりますが手狭となっており、新たに土砂や採石の資材置場が必要となりました。

そのため、資材置場用地を検討したところ、隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、資材置場として整備し会社に貸し出すものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 1 0 5 号の 3 番について、前田職務代理から説明をお願いします。

前田職務代理

議案第 1 0 5 号の 3 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇を営んでいます。

既存地は、事務所・製造工場・作業所・倉庫・通路・従業員及び来客用駐車場として利用しています。業務の拡張により既存地だけでは手狭となり、今では、材料を運ぶ通路や荷捌き場に材料やパレット、コンテナ等を置いており作業効率が悪く苦慮しております。

今後、通路・荷捌き場は本来の目的として利用できるよう、作業効率も考慮し、従業員及び社用車の駐車場として利用しているスペースにパレット、コンテナ等を置くことにしました。

そのため、会社隣接地に新たな駐車場敷地が必要となり、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第１０５号農地法第５条第１項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第１０５号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第１０６号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第１０６号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

松山委員

301番の案件は、終期が令和〇〇年〇〇月〇〇日とのことだが、何か意図があるのか。

事務局（矢野）

過去に利用権を設定していたことがあり、期間満了後も借り手が耕作していたようである。契約満了を改めてはっきりさせるために、〇〇までの利用権設定をされたものである。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
議案第106号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。
よって、議案第106号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第31回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時56分

その他協議・報告事項

農業委員の改選について

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画

令和２年度農地利用状況調査について

のぼり旗について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 ８月６日（木）午後２時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

その他

第三十一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年七月七日
至 令和二年七月三十一日